

エネルギー兵器を用いた犯罪および非同意の人体実験に対する国会の調査を求める要望書

要望の趣旨

私ども STOP エレクトロニック・ハラスメントは、電磁波、音波等のエネルギーを意図的に人体に照射して攻撃する犯罪（以下、エレクトロニック・ハラスメント）を解決するため、調査活動や問題の社会周知に励んでおります。この犯罪の被害者は警察を始め行政機関と立法機関に対する長年の訴えにも関わらず、不可視犯罪の証拠を得る技術的困難さゆえに身体の保護を国家から得られず、一方的な苦境を強いられ、被害者の中には耐えかねて自殺する者もいる極めて非人道的状況が続いております。

この問題の論点は以下のように明確です。

1. 無線周波数帯パルス波の生体効果を用いた武器など、秘密裏に使用できる低強度のエネルギー兵器の存在と、その使用の高い可能性を既に米国の主流の科学者等は認めている。
2. 一方で、エネルギー兵器によると考えられる遠隔的な攻撃被害の訴えが日本国内外に多数存在し、その症状は既知の電磁波の生体効果による症状と概ね一致し、報告される現象は物理的な攻撃の特徴を示している
3. 2の被害の内、特に熱効果による外的損傷を起こさない低強度の電磁波による攻撃の場合、被害を受けた者がその被害事実を医学的に証明することは技術的に不可能である。
4. 3の事実にも関わらず、警察は被害者が証拠を示さない限り捜査を行わない方針のため、エネルギー兵器攻撃の訴えに対し刑事捜査が行われることは決してない。この問題について防衛省や警察は情報開示を拒んでいる。
5. 政府機関が4のような方針をとるため、国民の誰もが低強度エネルギー兵器の存在について知らない。国民が身を守り、対策を議論するための情報すら得られないことは、国家安全保障上の危機であり、著しい人権侵害の可能性を示している。

以上のような問題を政府と国会が無視し続けるのか否かが論点です。

つきましては、このような問題と日々不当に苦しむ人々の窮状をご理解頂き、この問題に関する政府の公的な認識を問い合わせ、実態解明のための国会による調査を行い、問題を解決するため、貴議員に以下の要望を致します。

要望項目1 エレクトロニック・ハラスメントの訴えに対して、国会質問や質問主意書提出等の方法により政府のこの問題に対する公的見解と、エネルギー兵器に関して所有する情報を確認して下さい（末尾資料1「電磁波の生体効果を利用した武器に関する質問主意書案」）。

要望項目2 エレクトロニック・ハラスメントの法規制と処罰のための請願書（末尾資料2「エレクトロニック・ハラスメントの法規制に関する請願書」）の紹介議員になってください。

要望事項3 エレクトロニック・ハラスメントを理解するため、その被害者に対するヒアリングや、調査活動を行い、その結果を他の議員や国民と共有して下さい。また、この問題に関して警察庁や警視庁、防衛省等に対してヒアリングを行い、その場にエレクトロニック・ハラスメント被害者も参加させてください。

要望項目4 エネルギー兵器を用いた犯罪の証拠収集や法的措置、被害者の健康回復のために各分野の専門家を探す協力を下さい。

要望項目詳細

要望項目 1 エレクトロニック・ハラスメントの訴えに対して、国会質問や質問主意書提出等の方法により政府のこの問題に対する公的見解と、指向性エネルギー兵器に関して所有する情報を確認して下さい

根拠 1（低強度電磁パルス波兵器の存在と使用の可能性）

無線周波数帯パルス波の生体効果を用いた武器等の、秘密裏に使用できる低強度電磁波エネルギー兵器の存在とその使用の高い可能性を既に米国の主流の科学者等が認めている。

日常的に存在する電磁波や音波も、その様々な属性を調整することで対人兵器として利用できる。

米国で情報公開法に基づき 2006 年に軍から機密解除された文書「特定の非殺傷兵器による生体効果」（参考資料 1）には、電磁波の熱的及び非熱的な生体効果と音波を武器として利用するためのメカニズムが示されている。電磁波の武器化可能性に関して幾つか例をあげると

- ①電磁波には体温を上昇させて人を無力化する
- ②脳の温度を上げ作業記憶の妨害や見当識障害を起こす
- ③聴覚に関連する神経を刺激して音を聞かせる（マイクロ波聴覚効果）
- ④電磁パルス波によりシナプスを刺激し、てんかん発作等の神経疾患を起こさせる

などの可能性である。①から③までは電磁波の熱効果、④は非熱的な生体効果によるものである。

高エネルギー電磁波の熱効果を利用した兵器（①②等について）

電磁波や音波を利用した対人兵器は既に世界各国で配備されている。音波に関しては例えば指向性の超音波を用い音声信号を特定相手に音を聞かせる LRAD というシステムが有名である。対人電磁波兵器としては、例えばレイセオン社等が米軍のために製造しているアクティブ・ディナイアル・システム（参考資料 2）は、車載式の大型のアンテナによって高周波帯域であるミリ波を照射することで皮膚を瞬時に熱して痛みを与えるというもので、暴徒鎮圧などの目的で軍などに導入されている。原理は電子レンジと同様の電磁波の熱効果によるもので、電磁波の極性の変わる磁界要素により、照射を受けた分子の配列が高速に変わり摩擦によって熱が起きる。ミリ波のように非常に高周波の場合、人体はこの現象による熱上昇を痛みと感じる。また同社はこれをさらに小型化した武器も製造している。このような対人電磁波兵器の中国による開発（参考資料 3）や、その他の国々の取得の可能性も報道されている。

周波数が低いほど透過性が増す電磁波の基本的性質から、周波数等の属性を調整することで皮膚に対する攻撃だけでなく、直接脳や臓器等の体内の器官に対して攻撃が可能になる。使用機材としては大型のものから手で持ち運べるようなものまで様々に考えられる。

無線周波数帯パルス電磁波の生体効果を用いた兵器（③④等について）

一方で、低強度の電磁波、特にパルス変調された無線周波数帯の電磁波には、一定ではないが様々な生体効果が研究によって示されている。従って非熱的メカニズムを用いて意図的に症状を起こすことが考えられる。

そのようなパルス電磁波の生体効果が実際に攻撃に用いられた可能性が高いと考えられる最近の事件が、2016 年から始まった、米国の中キューバ大使館とその家族らが突如原因不明の音を聞き、痛み、圧迫感、眩暈、記憶の損失など様々な健康被害を訴え、現在でもその多くが治療を受けている事件であり、一連の原因不明の健康被害は俗に「ハバナ症候群」と呼ばれるようになった。キューバではカナダ政府職員らも、また 2017 年からは在中国領米事館職員等も同様の健康被害を報告している。事件を担当する米国務省からの依頼を受けた同国の National Academies の専門家の調査の結果、その原因是、症状や現象がその生体効果と一致することから無線周波数帯パルス電磁波による可能性が最も高いという結果報告” An Assessment of Illness in U.S. Government

Employees and Their Families at Overseas Embassies (2020) (参考資料4) ”を発表した。末尾資料3『「ハバナ症候群」に関する National Academies の報告書の一部翻訳と解説』は同報告書の重要箇所の和訳と要点のまとめたものである。

健康被害を引き起こすパルス波のメカニズムについて同報告書を2か所引用すると

『変調された無線周波数帯エネルギーは様々な効果を作り出しうる。それらが含むのは、眩暈や吐き気を伴わない「頭部への打撃」の感覚や顔や頭へのプレッシャー、頭の中に「ピンや針で刺したような感覚」、そして0.4～3GHzの無線周波数でパルス幅、パルス周波数やピーク強度によって異なる「ブンブン、カチカチ、シュー、コツコツ」と表現されるような音である。』(19ページ SECTION 4 PLAUSIBLE MECHANISM 内 DIRECTED RADIO FREQUENCY ENERGY より)

「非熱的な無線周波数の生物学的効果には可能性のある複数のメカニズムが存在し、それは細胞死と細胞酸化ストレスを含む。無線周波数で引き起こされる非熱的細胞膜の機能障害は1GHz以上のコヒーレントな励起によって起きる可能性があり、電気穿孔、代謝の変化、圧力の変動、電荷によって開閉するカルシウムチャネルの混乱を含む様々な効果によるものである。しかしながら、国務省職員に見られた認知と前庭部と聴覚に対する効果は、変調されたパルス無線周波数の生物学的影響と最も一致している」(18ページ SECTION 4 PLAUSIBLE MECHANISM 内 DIRECTED RADIO FREQUENCY ENERGY より)

前者は発見者の名をとってフレイ効果（マイクロ波聴覚効果）と呼ばれる、内耳の細胞を刺激して熱効果により熱膨張させ、その弾力波が最終的に骨伝導して音声として伝わって頭の中に直接音が聞こえる、というメカニズムである。研究により聞き分けられる言葉が送信できることも示され、フレイ効果を用いた通信システムに関する発明も特許が取得されている。そのような電磁波信号は音波ではないのでマイクでは録音できない。

後者は無線周波数帯パルス電磁波の非熱的に生体に影響を及ぼす幾つかのメカニズムであり、それによって起こされる症状が「眩暈、頭痛、疲労、吐き気、不安、認識障害、記憶の損失」等の米国国務省職員らが受けた健康被害と一致することを報告書は述べている。被害の報告の中に熱損傷や熱の感覚の報告がないことが、これらが非熱的な効果である可能性が高いことが言及されている。

この報告書の大きな意味は2点ある。一つには、調整された電磁パルス波の属性次第では音声や体感できる圧力や痛み、その他の上記の様々な健康被害を遠隔的に引き起こせることを示す学術研究があり、それは米国の科学界を代表するような専門家たちが既に認めるところであるということ。二つ目に、そのような電磁波の生体効果を用いた武器が現に使用され、それによって被害が起きている可能性が高いということである。

しかし現在日本では、国会議員、警察官を含めて国民の殆ど誰もがそのことを知らない。それは安全保障上の危機である。指向性パルス無線周波数エネルギーが使用されている場合、その製造に濃縮ウランのような特別な物質を必要としない。一方で、米国の科学者たちが何年もかけてもその攻撃主体を特定できないように、攻撃者にとって多くの利点を持つため、既に日本で使用されている可能性が十分に考えられる。従って国会議員は、政府に対してこの問題に関する認識を直ちに質問すべきである。

参考資料

1 WIRED社のHPにアップロードされた同文書のpdf

https://www.wired.com/images_blogs/dangerroom/files/Bioeffects_of_Selected_Non-Lethal_Weapons.pdf

2 米国防省HP内のアクティブ・ディナイアル・システムの効果等を動画で示したページ

<https://jnlwp.defense.gov/Press-Room/Multimedia/Videos/Active-Denial-Technology-Videos/>

3 産経新聞による中国のミリ波兵器開発についての記事

<https://www.sankei.com/west/news/141224/wst1412240003-n1.html>

4 「ハバナ事件」に関する National Academies の調査報告書へのリンク (National Academies Press)

<https://www.nap.edu/catalog/25889/an-assessment-of-illness-in-us-government-employees-and-their-families-at-overseas-embassies>

根拠2（エレクトロニック・ハラスメント被害と解決の訴えの存在）

一方で、エネルギー武器によると考えられる遠隔的な攻撃被害の訴えが日本国内外に多数存在し、その症状は既知の電磁波の生体効果による症状と概ね一致し、報告される現象は物理的な攻撃の特徴を示している

根拠1に示したように、無線周波数帯電磁パルス波エネルギーによる攻撃を含め電磁波や音波を用いた指向性エネルギー兵器の社会における存在と使用の強い可能性が存在する一方、現在そのように意図的にエネルギーを照射される攻撃（エレクトロニック・ハラスメント、サイバー拷問等と呼ばれることがある）を受けていると訴える一般市民が日本国内及び世界中に多数おり、被害者組織が世界で結成されその社会的解決を訴えている。

被害内容（「ハバナ症候群」との類似）

エレクトロニック・ハラスメント被害についてこの要望書で示すことができる内容は、本要望書執筆者の調査によって得られた口頭もしくは書面による被害の報告、数百人の国内外の同種の被害内容を訴える人々との交流から得られた被害証言、及び公開されている情報に基づく。エレクトロニック・ハラスメントの被害症状として報告されるものは、その全てではないにしても、局部的な痛み、音声の送信、眩暈、頭痛、疲労、吐き気、不安、認識障害、記憶の損失、不眠など、米国政府職員に報告された健康被害概ね類似する内容、言い換え電磁波の熱的、非熱的生体効果メカニズムによって引き起こせる症状として既知のものが多い。

「ハバナ症候群」を訴える米政府職員らの多くは、大きな音や耳や頭部に対する痛みや耳鳴りなどの突如起きた被害初期の顕著な現象には方向性があり、もしくは場所によって現象のあるなしや被害の大きさが異なるという内容の報告をしている。この点が報告書を作成した委員会が原因可能性として比較した、パルス波、化学物質（殺虫剤）、感染症（ジカ熱など）、精神疾患の中で、パルス波が最も可能性が高いと考えた一つの理由と考えられる。また症状の内容や、化学物質による影響が体内に見られないなどの点も、他の原因説を退ける根拠となっている。さらに、異なる場所で互いに知らない場合もある複数の人間によって症状が報告されているため、集団ヒステリーではありえない。

これらの点はエレクトロニック・ハラスメントの症状や現象にも概ね当てはまる。送信される音声や痛み等の症状には方向性があり、特定の場所でのみ起きる被害や場所によって被害の強さが大きく異なることが被害者の多くに報告される。言い換えれば移動による被害が瞬時の消滅や軽減が報告される。また突発的かつ局所的な音や痛み、圧迫感、眩暈など症状の内容も「ハバナ症候群」に関して米国の専門家が示しているのと同様に、感染症や化学物質の影響とは異なると考えられる。医師にかかる被害者も多いが、特定の化学物質の影響は報告されていない。さらに、互いに知らない者同士が違う場所でそれぞれ症状を体験し、その現象を調べていく中でエレクトロニック・ハラスメントの被害者組織や原因とされるパルス電磁波等について学んでいく時系列からも、集団ヒステリーではありえない。突発的な痛みや痺れなどは統合失調症等の精神病の症状とは異なる。これらの点を全て考慮すれば、個々の訴えの内容は様々であるためその全てのケースではないにせよ、エレクトロニック・ハラスメントの主な原因是「ハバナ症候群」のそれと同様に無線周波数帯パルス電磁波、もしくは類似した生体効果を持つ外的エネルギー照射による可能性が最も高いと思われる。確かなことを知るためにには政府による調査が不可欠である。

被害内容（「ハバナ症候群との違い）

「ハバナ症候群」に関する National Academies の報告書では、2016 年にキューバで、2017 年に中国で体験された、突発的な音や頭部における痛みを含む初期の被害症状と、その被害者の全てではないが多くが苦しむ 2020 年の報告書作成時点まで続く様々な慢性的な健康被害に分けている。慢性的症状は、前庭部（体位バランス等をつかさどる部位）における機能障害に起因すると考えられる様々な症状及びや不眠や頭痛等であるが、報告書はそれらの原因も初期被害の副次的な後遺症として説明ができるとした上で、その他の様々な複合的な要因が貢献し得る可能性も示している。

一方で、多くのエレクトロニック・ハラスメント被害者は、音や痛みなど、「ハバナ症候群」においてはパルス波照射によって直接引き起こされた可能性が高いと推測される被害に類似の症状を何年という長期に渡って訴え続けている場合が多い。同時に、不眠や頭痛、様々な神経症状などハバナ症候群ではパルス照射の副次的な被害である可能性が指摘されている内容も長期間訴えている。もっとも不眠の原因も、寝ようとするときに痛みを与える、音声の送信より睡眠が邪魔されるなど様々である。個々の被害内容は個人によって違い、その内容も長期間の内に変化していくこともあるため一様に推測することはできないが、それらの報告内容を考慮すれば、エレクトロニック・ハラスメント被害者の多くは、パルス電磁波ないし類似の生体効果もたらすエネルギーの照射自体を長期間受け続けていると考えるのが合理的である。これがキューバに駐在していた米国政府の職員が受けた被害との大きな違いである。

長期間の症状があるため、防御や計測の様々な試みを被害者自身が行う時間がある。物理的手段による症状の軽減が被害者の多くによって報告されている。痛みや皮膚痙攣、眩暈等の症状等を、影響を受けている患部や特に頭部を、例えば厚い革やゴムや化学繊維などによって作られた衣服を着用して軽減させたり、数ミリの鉄板を厚さを増すために何枚も重ねてベッドの四方を囲い最終的に録音できない送信音声の遮断に成功したケースなど様々な報告がある。調整されたパルス波の効果を乱す目的で装置で電磁波を発生させるアクティブシールディングによる被害の軽減も報告される。計測に関しては、電界の測定において通常自宅等の環境では測定できるはずのない強度の電界を記録した幾つもの報告がある。またシールドされていない屋内配線を流れる電流も攻撃に使用できる可能性があるとの考え方から、配線を電源から抜くことで瞬時に症状を消滅させたり緩和させた報告も複数ある。これらは全てがエレクトロニック・ハラスメントの物理的性質を示している。

被害の強度に関しては個々人によって違い、例えば症状の最も強く発生する自宅に帰ることすらできず長期間宿泊施設を等を転々としている人もいれば、耐えられる程度の被害に耐えながら殆ど周りの人には症状を伝えず通常の社会生活を何とか送っている者たちもいる。しかし概ねの傾向としては、被害の発生ではなく、それが人為的な被害であると調べるなどして当人が認識した直後に、集中的に強い症状をある程度の期間感じ、その後この問題に理解を深めていく中で徐々に耐えられる程度の症状に軽減していく、以降は、社会的にこの問題を訴えようと行動をとると症状が急激に悪化するなど、当人の行動内容によって症状の程度や内容が明確かつ大きく変化するという性質が多く報告される。この点が現象の外的及び人為的な性質を明示している。このような症状の変化は大まかな行動の変化において数日とかそれ以上の単位で起きるだけでなく、例えば国会議員にこの問題について訴える文書を作成するなどある特定の作業をしている時に激しい痛みを感じ、作業を止めると数秒から数分後に痛みが完全に消え、また作業を始めると痛みが始まるという切り替えが繰り返されるなど、極めて短いスパンにおいて明確に行動によって症状が切り替わることが被害者の多くから報告されている。従って、合理的に考えてこれらの被害者はその間監視されていることになる。

音ではなく、明確に内容の伴った声が聞こえる現象が報告が少くないことも「ハバナ症候群」とは異なる点である。声の内容は誹謗中傷、脅しのような攻撃的なものが多く、また被害者の行動に対するコメントや、加害技術の説明など多岐に渡る。しかしこれらの声の内容は本人が知らない特定情報を含むことが多く報告される。例えば、送信音声が「メーザーを使って攻撃しているのよ」と話すが、技術に明るくない当人はその用語の指す意味が全くわからず、後で調べた結果それがコヒーレントなマイクロ波であることを学ぶ、というケースなど、

科学技術関わる内容に限らず、当人が知らない特定情報を送信音声が提供することが多く報告されることから、その現象が統合失調症によって自ら生み出した幻聴であることは科学的に考えてあり得ない。

音ではなく内容のある声の送信なども含めて、エレクトロニック・ハラスメントの症状には、「ハバナ症候群」の症状よりもその効果を与えるにはより実験的に高度な技術が必要とされると考えられる内容が含まれている。同時に、自殺する被害者もいるが、多くの場合その症状の程度として長期間それが継続できるように社会生活が不十分ながら送れる程度に調節され、その強弱によって対象の行動をコントロールする意図が推測される。これらの報告される症状や現象の内容は外国のエレクトロニック・ハラスメントの報告も日本のそれと概ね同様である。

また、実際にエレクトロニック・ハラスメント等と表現される被害は、エネルギー照射による音や痛みの被害だけでなく、レーダーや GPS 等を用いていると推測される、対象を追尾し位置情報や他の生体情報や攻撃の反応を取得し解析する監視行為、対象の PC 等の電子機器を攻撃して破壊したり誤作動を起こさせる妨害行為など、一連の犯罪行為である。それらの被害を訴える者の中には、場合によっては化学物質の散布やなど化学的な方法による攻撃や、家宅侵入の痕跡など人的な被害等を訴える場合もある。その被害を可能にする具体的な技術や装置に関して、遠隔的な攻撃を受けていると思われる被害者側には確信をもって詳細を説明することが不可能なのが、この問題の基本的性質であることを理解する必要がある。

被害証言と被害の訴え

インターネットを検索するとエネルギー兵器による被害を訴える様々なページを発見することができる。しかしその多く、特に日本語によるものは、非科学的な内容や陰謀論や差別的な訴えを含む場合が少なくないため、国会議員やこの問題に関心を持つ人々が被害内容やこの問題を知る手段として適さない。本要望書執筆者の 10 年近くの経験とリサーチからは、遠隔的な攻撃を長期間にわたって受け続けていると考えられる被害者たちの精神が、混乱、衰弱をしている可能性が低くないことに加え、特にその被害の 1 つである送信音声による絶え間ない情報操作や、インターネットや被害者コミュニティにおけるフェイクニュースを利用したマインドコントロール工作が行われているからと推測できる。それらは、エレクトロニック・ハラスメントの被害の訴えの信頼性を失わせる目的で、偽情報を流す工作と、それにより混乱した被害者自身により作られている可能性が極めて高い。

日本語でエレクトロニック・ハラスメント被害の内容を知る上で比較的信頼ができるソースは以下の 2 つである（これらの証言にも混乱したものが含まれていることに注意する必要がある）。

①この問題の周知サイト「STOP エレクトロニック・ハラスメント（資料 5）」の録音被害証言の録音（http://stopeh.org/wordpress/?page_id=13）

本要望書の執筆者による数人分のインタビュー形式の証言が掲載されており、内容は様々だが、個々の犯罪のケースを知ることができる（証言 No. 2～6 を参考）。

②書籍『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』内山 治樹（編）講談社出版サービスセンター（2010）

30 人程度の被害証言の中には、この問題の理解するのに役立つ情報がある。

これ以外では、下記のリンク先の資料も含めて外国の被害者団体の特に医師や技術的知識のある被害者の証言を参考にすることが、被害内容をリサーチする上では好ましい。

被害者活動（日本・国外）

世界中で問題の解決を訴える活動が行われており、被害証言同様に個々の訴えが事実を確実に伝えているとは限らないが、エネルギー兵器による被害を訴える人々が大勢いるという事実を知ることができる。

・2020 年 8 月 29 日新宿における被害者による訴え

https://www.youtube.com/watch?v=a1g_xT4ouL8&feature=emb_logo

・国外の被害者の 2020 年の Covid-19 の状況からのオンラインでの訴え

<https://www.youtube.com/watch?v=jB06yalD8CI&feature=youtu.be>

- ・米オバマ政権時代に大統領の生命倫理委員会で行われた被害者の証言

<https://www.youtube.com/watch?v=hpVpwBBh-yI>

- ・2019年の諸外国での訴え

<https://vimeo.com/366130802>

- ・上記2019年のアメリカでの訴えの中で科学者によるスピーチ

<https://vimeo.com/360059906>

- ・Covert Harassment Conference（2015年12月）：医師・科学者・弁護士などの専門家がこの問題について話し合うためにベルリンで開催した会議の講演記録等が視聴できる

<https://www.covertharassmentconference.com/home>

統計と調査

・現在この犯罪の統計資料として利用可能なものに、被害者組織の一つである特定非営利法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（東京都千代田区）が相談者に提出を求めている被害に関するアンケートの長年の集計の累積がある。専門家による調査ではないが1700人分の集計結果が同団体のウェブ・サイト（<https://www.tekuhan.org/cont5/16.html>）で公開され、訴えられる症状の種別や症状を自覚した時期等の情報をこの問題の理解の参考にすることができます。

- ・素粒子物理学の博士による被害者の国際的なアンケート調査

<https://stop007.org/home/court-cases-and-evidence/international-affidavits/>

・アメリカの被害者団体によってシールドルームを使用して被害者に対して行われた電界測定調査：被害のない被験者との比較を含めて行った実験では、被害者からのみ頭部周辺でシールドルーム内で電界が検出され、また送信音声がシールドルーム内の特定の位置で小さくなるという現象が報告されている

<https://icaact.org/article-publications-report-on-rf-scanning-in-a-shielded-environment-icaact-phase-3-testing.html#.VcFQuTMbAid>

加害者と犯罪の動機

不可視エネルギーによる攻撃の実行者を見つけることは容易ではない。マイクロ波の攻撃距離はその強度によっては1キロメートルを超えると考えられる。「ハバナ事件」では、報道によると学者やCIAの分析官などが、携帯電話の使用履歴データを用いることでロシアの軍事諜報員による犯行である可能性が高いと分析していることが伝えられている（参考資料6）。しかし報告書を作成した委員会は加害者を特定しておらず、事件が始まって4年以上経つ今も米国国務省は未だ公的に加害実行者を特定していない。

従って、一般市民がパルス電磁波等を用いた指向性エネルギー兵器により攻撃を受けた場合、その加害者を技術的に特定することは極めて困難であると言わざるを得ない。加害者がわからなければ、多くの場合加害動機も知ることも困難である。そのため多くの被害者は様々な状況からその加害者と攻撃の動機の双方を推測することしかできないのが現状である。しかしその状況を分析した場合、不要に長期間にわたり攻撃が続きその攻撃自体が目的のように考えられること、多くの場合要人などではない一般市民に高度な技術が使用されていること、監視や情報管理も含めた加害のコスト、などの状況から、多くの被害者がそれを非同意の人体実験と推測している。

非同意の人体実験

人体実験の内容には、低強度パルス電磁波を用いた兵器の有効性実験、電磁波等の医学的な影響を知る実験、その兵器を用いたマインドコントロール実験といった兵器と医学研究目的に加え、BMI技術、リモートセンシング技術、個体認識システム、AI技術、生物物理学的手段による人間の機能強化や弱体化の技術など様々な可能性

が考えられるであろう。海外のエレクトロニック・ハラスマントの中には、秘密裏に挿入されたマイクロインプラントを摘出しているケースもあり、視認できないナノインプラントも含めそのような機器の開発も考えられる。

人体実験の需要が増加し、それらの研究が安全保障上の優位性を確保するため、また経済的利益が大きいため他国に先駆けて進めることが望まれる一方、一般的に人権意識の確立した自由民主主義国家においては人体実験がより行いにくいという点を、超法規的手段で克服しようという発想が存在しうる。過去の公的機関のそれも含めた人体実験の歴史を振り返れば、このような理屈が安全保障を名目にした秘密裏の人体実験を正当化しかねない。

一方でそのような違法実験を成り立たせる法的な要件を考えた場合、エネルギー兵器による攻撃は加害実行者の特定が困難なため、その加害の実際の作業を下請けしている部隊の法的ステータが官民間わざいかなるものであろうとも、警察を含むその当事者国の政府機関が被害の訴えを証拠不十分等の理由で扱わない不作為さえ継続しれていれば、実質的にその加害主体の法的責任が問われることがない。あるいは、同盟国のそれも含めて外国の機関が行っている場合は発覚しても法的責任を取らない可能性がある。一方の政府機関も、発覚しない限りその不作為の法的責任を問われることはない。これらはあくまで法的な側面から可能性を指摘しているに過ぎない。実際どのような主体が加害行為を行っているかは政府が調査をしない限り知る術はない。

もし加害を継続させるもう一つの要件があるとすれば、それは一般市民の真実を求める声と人道的な責任追及、そして人体実験が発覚した時の法的な責任を追及の可能性を避けるため、そのような被害者の訴えや関連する情報自体を社会から可能な限り隠蔽し、被害の訴えの信頼性を損なわせることである。そのようにして政府の不作為が保障されている条件下では、営利目的の企業、自国や友好国の公的機関、あるいは敵対的な国の諜報員や研究員、個人レベルの犯罪者に至るまでエネルギー兵器による加害を自由に実行することが可能である。

人体実験以外の動機としては、様々な政治的、経済的、あるいは私的目的、あるいは口封じのため攻撃などあらゆる理由があり得る。米国等海外のエレクトロニック・ハラスマント被害者組織には、例えば NSA など諜報機関や政府機関の元被雇用者も複数おり、それらの者達は症状が始まったタイミングなどの条件からも、加害実行組織やその一端をなすものとして自らの元職場である政府組織をあげることがある。また政府機関に関する告発やトラブルの後その症状が始まった人や、様々な利権に関するトラブルの後に症状が始まった人たちなどは、そのトラブルの相手が加害実行者あるいは実行依頼者、あるいはその関係者と推測する場合が多い。技術的には比較的簡単なエネルギー兵器であればその制作や購入による取得は個人に可能であると考えられるため、様々な私的 lý由での使用も考えらる。個人から企業、宗教団体等の組織などを加害者として指摘する人々がいる。エレクトロニック・ハラスマントの解決を社会的に訴える活動に対して制裁的な症状の悪化はほぼ一様に報告されるため、その主体が誰であれ、口封じの目的で使用されていることはほぼ確かである。また、多くの場合様々なきっかけの後に始まったと思われる症状が転居をしても長期間続くことや、その他の状況も考慮して、それらの政治的、経済的、私的目的トラブルがきっかけで、人体実験の被験者にされてしまったと考える方が合理的であるという考える人も少なくない。

このような考え方の根拠は状況による推測だけではなく、電磁波兵器を用いた人体実験及び、それらの兵器の秘密裏の使用について実名で告発する元軍関係者等も複数表れている（参考資料 7）。現在それらの告発証言を証拠づける文書等が発見されていないため告発証言の信頼性を裏付けることはできない。しかし多くの被害を訴えるものが体験している被害と、それらの告発者の語る内容な概ね一致している。

以上をまとめると

①官民には、膨大な研究範囲に関して倫理的に許されないパルス波照射等を用いた人体実験の需要が潜在すると推測される。安全保障の目的という、秘密裏の人体実験を正当化する理由と、機密指定という隠蔽の手段が手段が存在する。また人体実験が企業や外国の組織等にを担われている場合、行政文書を残さず実行することも可能であろう。

②加害の主体は同盟国の研究者、敵国の諜報員、民間の研究者、犯罪者、自国の公的機関の一部やその下請けの業者など様々な可能性がある。しかし何れの場合にせよ、エネルギー照射による秘密裏の人体実験の継続に必要な要素は、日本政府と捜査機関の不作為の継続であり、それさえ確保されている間は加害者は法的な責任を伴わない。同時にその不作為によって政府もまた法的な責任を問われることがない。

このように、動機と手段と正当化の論理が全て存在する時、違法人体実験の誘惑を排することができるであろうか。ここで必要なのは市民の良識とそれを代表する政治家のリーダーシップである。被害として報告される現象はそれが物理的攻撃であることを示している。根拠のある疑惑を国会の場で政府に質問することで国会議員が失うものは何もない。その一方で、エネルギー兵器の秘密裏の使用が行われている場合、民主主義法治国家の被る損失は計り知れることをよく考える必要がある。

参考資料

5 STOP エレクトロニック・ハラスメント：日本語でこの問題について総合的に情報の得られるサイトは他にないため、それぞれのページを読んで理解を深めて欲しい。

<http://stopeh.org/wordpress/>

6 New York Times(2020/10/19)：U.S. Diplomats and Spies Battle Trump Administration Over Suspected Attacks <https://www.nytimes.com/2020/10/19/us/politics/diplomat-attacks-havana-syndrome.html>

7 エレクトロニック・ハラスメントを伴う加害工作に関わったことを告発する人物についてのページ。ページの下のリンクかドイツの雑誌に掲載されたインタビュー記事を読むこと出来るが、掲載媒体の信頼性は不明。

https://www.covertharassmentconference.com/speaker?Carl_Clark

8 元英国軍諜報部に勤めたマイクロ波専門家のインタビュー

https://www.youtube.com/watch?v=EJluXfJQCuk&feature=emb_logo

9 ”Free mind control tutorial” エレクトロニック・ハラスメント対策機材を販売している技術者の John. J. Williams による説明文書 <https://www.lonestarconsultinginc.com/free-mind-control-tutorial.htm>

10. Advanced Electronic Security Co. というエレクトロニック・ハラスメント対策サービスを提供している企業の説明ページ http://www.bugsweeps.com/info/electronic_harassment.html#c2c

根拠3（犯罪被害の証明の不可能性）

2の被害の内、特に熱効果による外的損傷を起こさない強度の電磁波による攻撃の場合、被害者がその被害の証拠を医学的に証明することは技術的に不可能である

エネルギー照射による被害を警察に訴えた場合、証拠がないために警察が捜査を行うことはない。

主に以下の3点が、この犯罪の刑事捜査の開始を困難している。

- ①エレクトロニック・ハラスメントの症状である痛みや声の送信などの諸症状は、診断書の形で示せる医学的痕跡を残さない
- ②加害波の特定が技術的にできない。加害波の特定とは、被害者に被害を与えてる加害波の周波数及び方向を測定して被害症状と結びつけ、また発信源を特定することである。
- ③低強度のパルス電磁波の生体効果等について警察官も医師も知識を持たない

最も大きな問題は①だが、被害の証明ができないのは被害者の落ち度ではない。例えば、既述の米軍等に配備されている対人電磁波兵器であるアクティブ・ディナイアル・システムについて記述した米国防省のHP内の致死性兵器に関する研究のページ（参考資料11）では、13000人以上のボランティアを用いた実験において医学的な治療が必要だったケースが2件であること、同システムで傷を負う確率が1万分1以下であることが公表されている。つまりこのようなエネルギー兵器で痛みを起こして攻撃された場合、その犠牲者は被害事実を

医師の診断書によって証明することは不可能である。

実際にエレクトロニック・ハラスメント被害者を受けている可能性の高いのは、低強度の変調信号を乗せた無線波周波数帯のパルス波であるが、「ハバナ症候群」を訴えた米国政府職員たちは、彼らが医師の診断できる形の障害を負っていなかったために、高強度のエネルギーによる攻撃の可能性を報告書では排除している。従って、医学的に損傷の残らない電磁界強度でフレイ効果を用いて音を聞かせたり、非熱的なメカニズムにより様々な症状が起こせることが学術論文によって示されているのである。

そのようなパルス電磁波の生体効果が攻撃に用いられた場合、音や痛みは医学的痕跡を残さず、あるいは圧力感や眩暈など様々な症状も物理的な攻撃と結びつける証拠を残さず、生理的な疾患と区別がつかないと考えられるため、被害事実の証明は技術的に不可能である。それがこの武器の本質的な優位点なのである。

同様に加害波の測定も様々な理由から一般市民には困難であると推測される。多くの市民は高度な専門機材用いる知識や財力を持たず、その計測結果にも専門的な信頼性を持たせられない。さらに、加害パルス波の強度の低さやパルス波の存続時間の短さ、周波数の変更や加害波の合成といったステルス性を高める技術の使用可能性、計測機器や記録危機の破壊など、計測結果と被害を結びつけ記録することの困難など全てを考慮すると、非専門家である被害者が加害波を測定して法的に証拠とすることを事実上ほぼ不可能と考えられる。

「ハバナ症候群」に関する National Academies の報告書では、攻撃が電磁パルス波である場合の将来の事件への備えとして、最新の電子工学を用いた訓練や装備を行い、因果関係を特定するためにリアルタイムでパルス波の諸相や職員への影響、周辺の機器への影響を測定、記録し、空間におけるエネルギーをマッピングして、パルス波の方向性や壁等の障害物の影響、人に感知される影響との関連を知り、また職員の血液やその他様残る医学情報をとることを勧告しているが、そのような技術的に高度でシステムティックな対応は一般市民や民間の電磁波測定業者の能力をも遙かに上まわるものである。

従ってこの問題の現状での論点は、エネルギー照射による攻撃を訴える被害や加害を証明できるか証拠を示しているか否かでない。市民が技術的にその被害を証明できない攻撃技術の存在と使用の可能性が強く示されている時、それにどのように対応すべきか、というのが真の論点である。そのような法律の裏をかくように意図的に調整された武器であることをまず理解する必要がある。

参考資料

1.1 米国防省 HP のアクティブ・ディナイアル・システムに関するページ。

<https://jnlwp.defense.gov/About/Frequently-Asked-Questions/Active-Denial-System-FAQs/>

(4) 警察、政府の現状の対応と不作為

4. 3の事実にも関わらず、警察は被害者が証拠を示さない限り捜査を行わない方針のため、エネルギー兵器攻撃に対し刑事捜査が行われることは決してない。この問題について防衛省や警察は情報の開示を拒んでいる

エネルギー兵器による攻撃の可能性がある場合、それを証明して刑法で裁くためには、加害波の検出の研究と、被害の申し出から内容から使用可能性のある武器を査定する知識や加害波の検出の装備と訓練を警察官に与える刑事政策上の改善、及び外相の残らない痛みや音の送信等を刑法にどのように位置づけるかの法整備が必要となるであろう。

警察が捜査を行なわないため、被害者はそのような必要性を社会的に長年訴えてきた。被害者たちが所轄の警察署で被害を相談する一方、警視庁や各県警本部、警察庁に対して対応を求める要望書も出されてきた。しかし今まで警察の方針に全く変化はない。警察はエネルギー武器による被害の訴えを刑事捜査しないだけでなく、その対応性の必要な調査や被害者に対する協力を行っていない。

さらに、本文書翻訳者が行った 2020 年に行った行政文書開示請求による結果では、警察庁は「電磁波、超音波を人体に意図的に照射して攻撃する行為に関する文書」について作成や所持をしていないと回答している。

従って、エネルギー照射による被害の訴えが警察組織として議事録に残る形で公的に話合われたり調査されたことはないと理解できる。

一方で、防衛省（防衛装備庁）と警視庁にはそれぞれ、「電磁波の生体効果を用いた武器に関する文書」や「電磁波を人体に照射して攻撃をする武器を使用した犯罪に関する文書」等について行政文書開示請求をした（末尾資料4：「現在までの行政文書開示請求の結果」）が、同機関の関心範囲が他者に知られることが、国家安全保障や公共の安全に対する危険につながる可能性があるというような理由から、両機関とも開示請求文書の存在可否の開示自体を現在拒んでいる。両開示請求結果は共に現在不服審査請求中である（参考資料12）。

従って、日本国民は誰もが、国会議員も警察官も含めてパルス波エネルギー兵器について知らない。それだけでなく、自身の身を守り、また防衛省や警察等の機関に対応を促すための議論の基礎とする目的でそのような情報を得ようとしても得られない状態にある。では、「ハバナ症候群」の事件によってその可能性が強く示されたように、もしエネルギー照射により国民が攻撃を受けた場合どのようにして身を守ればよいのか。何も知らないし 知ることもできないのだから身を守ることは不可能である。市民が自分自身で身を守れないだけでなく、そのような知識を与えられていない警察官も市民を守ることはできない。その状態こそ国家の安全保障と国民の身体を脅かすおそれがあるのは明白である。国民を代表する国会議員は論理的、科学的にこの点を考えて頂きたい。

参考資料

12 各機関に対する行政文書開示請求の結果通知と不服審査請求書

警察庁：<http://stopeh.org/wordpress/wp-content/uploads/2020/10/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E5%BA%81.pdf>

警視庁：<http://stopeh.org/wordpress/wp-content/uploads/2020/10/%E8%AD%A6%E8%A6%96%E5%BA%81-1.pdf>

防衛装備庁：

<http://stopeh.org/wordpress/wp-content/uploads/2020/11/%E9%98%B2%E8%A1%9B%E8%A3%85%E5%82%99%E5%BA%81.pdf>

根拠5（政府のこの問題に対する対応の責任）

政府機関が4のような方針をとるため、国民の誰もが低強度エネルギー兵器の存在について知らない。国民が身を守り、対策を議論するための情報すら得られることは、国家安全保障の危機であり、著しい人権侵害の可能性を示している。

被害者が法的に犯罪の十分な証拠を示せない時、対応しない政府や警察の法的責任をとれるかは法的な問題である。しかし人間の良識として、もし市民が技術的に証拠を取得できない方法で攻撃されているならば、それを許して構わない、という考えに同意する人は少ないはずである。エレクトロニック・ハラスマントによる痛みや音の送信やその他の生体効果による拷問的苦痛が存在し、それが放置されるとすれば日本国憲法の理念や国際人権規約にも違反している。

今までに示してきた様に

1. 秘密裏に使用できるエネルギー兵器の存在とその使用の高い可能性が専門家に認められており
2. そのような武器による攻撃の可能性が疑われる人々の訴えが存在し
3. しかしながら被害者である市民らがその被害の証拠を証明することは技術的に不可能であり
4. それのも関わらず捜査機関が証拠の不在を理由に対応せず、政府も情報公開を拒む時
5. 国民を代表する国会議員が、国家の安全と国民の身体を守るために、国会の場において政府にその認識を問、政府の所有する情報を国政調査権を用いて調べ、国民に必要な情報を伝え、その情報を元に議論し、必要な措置を取らせることが国会議員の責任である。

このような状態が長年に渡り法治されていることは大きな人権上の危機である。苦痛に耐えられず絶望した被害者による行動として被害者たちの自殺が報告されている。

一方で追い詰められた被害者によると思われる殺傷事件も発生している。2011年に千葉県の習志野市で男性

がその母親殺害する事件が起きたが、被告はエレクトロニック・ハラスメントによって社会的能力を奪われて社会的引きこもり状態にあり、一方では加害の証拠をとるために様々な調査を他の被害者と協力して行っていた。また 2015 年には兵庫県で、エレクトロニック・ハラスメントを訴える人間が、犯罪にかかわっていると本人がみなした近隣住民を複数殺害する事件が起きている。アメリカでも 2013 年に軍にエネルギー兵器で攻撃されていると訴える男が軍施設に乗り込んで多数の人間を射殺する事件が起きており、2014 年にはエレクトロニック・ハラスメントと集団ストーキングに相当する被害を受けていると訴える弁護士が、その解決を訴えるビデオを自ら録画した後、世間の注意を引くために大学に乗り込んで傷害事件を起こし射殺されるという事件が起きている。これらの事件の真相は全て不明であるが、この犯罪における社会の無理解が被害者の絶望的行動を助長していることは指摘できる。

人権上の問題だけでなく、秘密裏に使用できるエネルギー兵器が存在し、それを国民が認識していないならば、安全保障上の大きな瑕疵である。

低強度パルス波兵器等のエネルギー兵器が、国会議員も含めて様々な人々に口封じや秘密裏にその健康を失わせ無効化する目的で使用されれば、民主主義法治国家の根幹を破壊することになる。これは政治目的で使用される可能性が十分にある兵器である。

以上の点から、エレクトロニック・ハラスメントの実態解明のための調査が必要なことは明白である。まず国によるエレクトロニック・ハラスメントの実態調査の必要性を示す前提として、政府の現状認識を国会質問や質問主意書提出によって行うことを貴議員に要望します。

立法府の行政監督権を発動し、国家安全保障と国民の基本的人権の復権のためにこの問題について政府に質問をし、国会による問題の調査を行って下さい。

要望項目 2 「エレクトロニック・ハラスメントの法規制と処罰のための請願書（末尾資料 2）」の紹介議員になってください。

エレクトロニック・ハラスメントを有効に処罰するためには刑事政策や法規制の見直しが必要となる。例えば、電磁等の媒体を他者に照射する行為やエネルギー兵器の所持、使用に関する法規制の整備が挙げられる。また、不可視のエネルギー兵器による攻撃の訴えに対し、何を捜査の端緒として捜査機関が捜査を開始し、またどのように刑事罰を問うために証拠を集めか、という刑事政策の開発も必要である。広く考えれば、エネルギー兵器に限らず、市民にその加害行為の証明が技術的な困難な非常に高度な物理、化学、あるいは生物学的な技術を用いた犯罪を想定して、どのように市民を守るかという視点から、法や刑事政策の見直す必要がある。また、非同意の人体実験に関する、厳正な規制と監視体制、罰則の整備も必要と考えられる。機密情報に関する法制度やその運用法に関しても見直しが必要とされる可能性もある。

私たち被害者が最終的に望むことは、1. 真実の究明、2. 加害行為の停止、3. 加害者の刑法に基づく処罰、4. 被害者の健康に対する支援、5. 被害者補償、6. 問題の再発を防ぐための法整備を含む施策である。

これらの必要な刑事政策や法規制の見直しに関して、被害者の意見も組み入れて国会で討議し、その結果を基づいて適切な対処が国によって行われるように貴議員の協力を求めます。

要望事項 3 エレクトロニック・ハラスメントを理解するため、その被害者に対するヒアリングや、調査活動を行い、その結果を他の議員や国民と共有して下さい。また、この問題に関して警察庁や警視庁、防衛省等に対してヒアリングを行い、その場にエレクトロニック・ハラスメント被害者も参加させてください。

政府のこの問題に関する現状認識が確認された後、あるいは必要な場合はその前に、この問題の公的調査の必要性を国会の場で示すために必要な調査を行って下さい。その内容として、相当数の被害者の聞き取りを行って

ください。私たちは、その聞き取りの機会を可能な限り準備し、また被害者側が所持する様々な資料や情報を提供致します。それらによって、貴議員にもまた他の議員にも問題の早急な対応の必要性を理解して頂けるはずです。次に、財政的資源の乏しい被害者たちが今まで行ってきた調査は限られたものであるため、専門家や諸機関に問い合わせて必要な情報収集を行ってください。また政府の各部署に対しての関連情報を開示するよう求めています。

要望項目4 エネルギー兵器を用いた犯罪の証拠収集や法的措置、被害者の健康回復のために各分野の専門家を探す協力を下さる。

エネルギー兵器の問題の実態を国会で示し政府を動かすためには被害者の医学的調査、加害波の計測を含む証拠収集のための専門家の協力が必要である。また被害者の心身の救済のための医学的支援の必要である。協力を必要とする専門家は

- ・この問題の法的側面を考えて社会的に訴えることのできる弁護士
- ・被害者の医学的状態を調査し、また有効なりハビリを行うことができる医師
- ・電磁波の生体効果を説明することのできる専門家
- ・加害波の測定を行うことのできる電磁波測定技術を持つ専門家
- ・マイクロインプラントが使用されている場合にそれを摘出できる外科医
- ・指向性エネルギー兵器について説明のできる専門家

などである。

これらの専門家を探すために、可能な限りの貴議員の協力を求めます。

以上

添付資料1

電磁波の生体効果を利用した武器に関する質問主意書案

2016年から始まった米国の在外大使館、領事館職員とその家族らが突如原因不明の音を聞き、痛み、圧迫感、眩暈、記憶の損失など様々な健康被害（「ハバナ症候群」と俗称されている）を訴え、現在でもその多くが治療を受けている事件に関して、米国務省から依頼を受けた同国のナショナル・アカデミーの専門家らは、その原因が、症状や現象がその効果と一致することから「無線周波数帯パルス波による可能性が最も高い」という調査報告を公開した（資料2「ハバナ症候群」に関するNational Academiesの報告書の一部翻訳と解説参照）。同報告書は電磁波の被害者が熱感覚や体内機関の熱損傷を報告しなかったことから、熱効果による医学的痕跡が残らない低強度のパルス波による可能性が高いことが指摘している。これは今まで殆ど公に議論されてこなかった武器であり、しかし今、専門家がその使用可能性と対処の必要性を示している。

一方で日本国内及び世界にも、ハバナ症候群と似た遠隔的な手段によると考えられる音の送信や痛みを含む様々な健康被害を訴える者がいる。その多くが被害を受けた在外大使館職員等の報告と同様に、にその症状に指向性や、場所によって大きく被害が変わる性質があると訴えている。さらに移動や遮蔽によってこれらの症状が緩和される、被害者の周りから異常な電界が検出される、被害者の持つ電子機器が異常な頻度で故障する、屋内配線を電源から抜くことで瞬時に消える被害もあるなど、心身の医学的な疾患の結果ではなく、物理的な攻撃を示唆する現象が数々報告されている。そのようなエネルギー兵器による被害の訴えが世界中で存在し、被害者団が組織され、解決を社会的に訴えている。

しかし、被害を受けた市民は、その加害波を専門機材で測定し犯罪性を示すことが技術的に困難である。また被害事実も、熱効果による損傷が残らない強度のパルス波による痛みや音の被害、その他の健康被害は、そ

の被害事実と犯罪性を証明することが技術的にできない。しかしそれらの被害は、絶え間なく行うことでその人物の社会生活を破壊するには十分である。従って、被害を訴える者の中には、身体の保護を得られず苦痛と絶望から自殺によって解決を図るものもいるのが現状である。

現在このような低強度のパルス電磁波の生体効果を用いた武器の存在や使用は一般市民から警察、国会議員にまで知られてはいない。しかし別段その作製に入手困難な物質等を必要としないそのような兵器は、どこの国や組織が既に所持し、既に使用している可能性も否定できない。軍事技術に関する情報は機密情報に属するものがあるとしても、国の防衛、国民の身体と人権の保護を考えた場合、現在政府の持つ情報と認識の確認が急務である。そこで以下の質問をする。

一 上記「ハバナ症候群」に関わる事件で使用された可能性が高いと指摘されているような、電磁パルス波の生体効果を用いた武器（電磁波兵器）について、我が国の政府とその他の組織が所持しているのか、政府の把握している情報を示されたい。

二 電磁波兵器を我が国以外のどの国や組織が所持している、もしくはその可能性が高いのか、政府の把握している情報を示されたい。

三 日本国における電磁波兵器による犯罪及び違法人体実験について把握しているか否かを示されたい。

四 過去及び現在、我が国の同盟国であるアメリカ合衆国が、日本国内において被験者に非同意の人体実験を行ったことがあるか否かを示されたい。

五 電磁波兵器による犯罪被害を訴える被害者（以下「電磁波犯罪被害者」）は、長年、複数の行政機関に対して訴えを行っていると伝えられるが、電磁波犯罪被害者を政府が認知しているのか否か、そしてもし認知している場合は、その訴えをどのように解釈しているか、認識を示されたい。

六 热効果による損傷の残らない様な低強度の電磁波兵器等の生体効果により、対象に痛みや音を与えて苦しめた場合、いかなる刑罰にあたるのか政府の認識を示されたい。

七 電磁波兵器の存在可能性についての政府の認識を示されたい。

八 電磁波兵器が使用されれば、その証拠を取得が困難であることを考慮し、国民の生命と身体を保護するために現在どのような対処を行い、また行うことの検討しているのか認識を示されたい。

九 国内外の多数の電磁波犯罪被害の訴え、及び、現在明らかになっている電磁波兵器の存在可能性を考慮すれば、実態の把握と対処策の検討のため早急に公的な調査を国が行い、その結果を国民に開示して議論をし対処策を考えることが国家と国民の安全に資すると考えるがいかがか、認識を示されたい。

右質問する。

添付資料2

エレクトロニック・ハラスマントの法規制に関する請願書

一 請願主旨

2016年から始まった米国の在外大使館、領事館職員とその家族らが突如原因不明の音を聞き、痛み、圧迫感、眩暈、記憶の損失など様々な健康被害を訴え、現在でもその多くが治療を受けている、後に「ハバナ症候群」と呼ばれるようになった事件に関して、米国務省から依頼を受けた同国のナショナル・アカデミーの専門家らは、その原因が、症状や現象がその効果と一致することから無線周波数帯パルス波による可能性が最も高いという調査報告を公開しました。高出力のレーザー兵器等と違い、今まで殆ど公になってこなかった低出力の変調パルス波を使用した武器について科学者たちがその使用可能性を強く示し、対処の必要性を提案しています。

一方で現在、「ハバナ症候群」に類似する健康被害を訴え、変調パルス電磁波等のエネルギーを人体に意図的に照射されている（エレクトロニック・ハラスメント、サイバー拷問等と呼ばれることがある）と訴える人々が、日本国内及び世界中に多数います。しかし、

- ①加害波を被害者自身が専門機材を用いて測定することが技術的に困難、
- ②外傷を残さず痛みを与えたり音声を送るなど、痕跡を残さない攻撃が多く用いられ、医師もそのような武器についての知識を持たないため、被害事実を医師の診断書によって示すことが困難

主に以上の理由から、エネルギー兵器による被害を警察署に訴えても警察は捜査を行いません。従って被害を訴える人の中には一方的な攻撃に苦しみ、自殺によって解決を図る人もいます。現在、エネルギー兵器技術を所有するものが一方的に一般市民を攻撃できる危機的な状況にあると考えられます。

エレクトロニック・ハラスメントの処罰を可能にするために、直ちに国が責任をもって調査を行い、関連情報を公開し、公的な議論に基づき、適切な法規制、及び捜査機関に必要な人材や設備を配備する等の刑事政策の実施をするようにお願いします。

二 請願事項

- 1 国はエレクトロニック・ハラスメントの公的調査を行い、その結果を公開して下さい。
 - 2 エレクトロニック・ハラスメントを処罰できるように法整備してください。
 - 3 エレクトロニック・ハラスメントの訴えを受け、捜査機関が捜査できるよう刑事政策を実施して下さい。
 - 4 エレクトロニック・ハラスメントの被害者に適切な医学的支援と社会的な支援を行って下さい。
-

添付資料3

「ハバナ症候群」に関する National Academies の報告書の一部翻訳と解説

本文書は、米国の National Academies of Science, Engineering and Medicine が「ハバナ症候群」と称される米国のが訴えた健康被害について国務省の依頼を受けて調査した結果の報告書 “An Assessment of Illness in U.S. Government Employees and Their Families at Overseas Embassies (2020) ” の一部を、エネルギー兵器問題の社会周知を目的として、引用し翻訳したものです。文書の最後に、翻訳者による要点説明と所見も付けています。同報告書は公開されており、the National Academies Press の以下のページからダウンロードできます。<https://www.nap.edu/catalog/25889/an-assessment-of-illness-in-us-government-employees-and-their-families-at-overseas-embassies>

- 報告書の性質について（上記アドレスの the National Academies Press の同報告書の紹介文）

In late 2016, U.S. Embassy personnel in Havana, Cuba, began to report the development of an unusual set of symptoms and clinical signs. For some of these patients, their case began with the sudden onset of a loud noise, perceived to have directional features, and accompanied by pain in one or both ears or across a broad region of the head, and in some cases, a sensation of head pressure or vibration, dizziness, followed in some cases by tinnitus, visual problems, vertigo, and cognitive difficulties. Other personnel attached to the U.S. Consulate in Guangzhou, China, reported similar symptoms and signs to varying degrees, beginning in the following year. As of June 2020, many of these personnel continue to suffer from these and/or other health problems. Multiple hypotheses and mechanisms have been proposed to explain these clinical cases, but evidence has been lacking, no hypothesis has been proven, and the circumstances remain unclear.

The Department of State asked the National Academies to review the cases, their clinical features and management, epidemiologic investigations, and scientific evidence in support of possible causes, and advise on approaches for the investigation of potential future cases. In *An Assessment of Illness in U.S. Government Employees and Their Families at Overseas Embassies*, the committee identifies distinctive clinical features, considers possible causes, evaluates plausible mechanisms and rehabilitation efforts, and offers recommendations for future planning and responses.

2016 年後半、キューバのハバナにある米大使館職員が異常な一連の症状と医学的兆候を報告した。それらの患者の中には事件が突如の大きな騒音に襲われることで始まるものがあり、その現象には方向性が感じられ、片耳、両耳あるいは頭部の広い部位の痛みや、場合によっては頭部への圧力感や振動、眩暈などが後続した。また、耳鳴りや視覚の不調、空間識失調、認識障害が後続するケースもあった。中国の広州の領事館に属する他の職員たちは、程度は様々な類似の症状と兆候を報告しており、それは翌年に始まった。2020 年 6 月現在、これらの多くの職員はこれらの症状と、また別の健康症状にも苦しんでいる。複数の仮説とメカニズムがこの医学症状を説明するために提示されてきた。しかし、証拠に欠いており、どの仮説も証明されてはおらず、状況は不確かなままである。

国務省はナショナルアカデミーにこの事件と医学的特徴、その管理、疫学調査、可能性のある原因を支持する科学的証拠、将来あるかもしれない事件におけるアプローチについての助言を検討するように依頼した。在外大使館の米国政府職員とその家族の疾患の評価の中で、委員会は特色ある医学的特徴を特定し、原因を検討し、可能性の高いメカニズムとリハビリの方法を評価し、将来における計画と行動のための勧告を示している。

●事件の原因について（報告書 2 ページ summary 内の PLAUSIBLE MECHANISMS より）

The committee found the unusual presentation of acute, directional or location-specific early phase signs, symptoms and observations reported by DOS employees to be consistent with the effects of directed, pulsed radio frequency (RF) energy. Many of the chronic, nonspecific symptoms are also consistent with known RF effects, such as dizziness, headache, fatigue, nausea, anxiety, cognitive deficits, and memory loss. Patient clinical heterogeneity could be due to variability of exposure dosage conditions, differences in interpretation of non-physiological vestibular stimuli, and anatomical differences that could influence individual exposure and/or response.

（中略）

Overall, directed pulsed RF energy, especially in those with the distinct early manifestations, appears to be

the most plausible mechanism in explaining these cases among those that the committee considered, along with PPPD as a secondary reinforcing mechanism, as well as the possible additive effects of psychological conditions.

委員会は、国務省の職員に報告された、鋭い、方向性のある、もしくは場所によって異なる、初期のフェーズの兆候と症状とその観察が提示する異常が、指向性の無線周波数帯パルス波エネルギーの影響と一致することを発見した。多くの慢性的で特定的でない症状についても、既知の無線周波数の影響と一致している。例えばそれらは、眩暈、頭痛、疲労、吐き気、不安、認識障害、記憶の損失などである。患者の医学的症状が異なるのは、曝露量の条件の多様性、生理作用ではない前庭部刺激の解釈の違い、個人の曝露とその反応に影響しうる解剖学上の違い等に起因する可能性がある。

(中略)

概して、指向性無線周波数帯パルス波エネルギーが、特に初期の特色のある症状については、委員会が検討した中で、事件を説明するうえで最も可能性の高いメカニズムであると思われる。それを強化す副次的メカニズムとして持続性知覚性姿勢誘発めまいと、追加的な精神的条件の影響の可能性がある。

•非熱レベルの無線周波数の影響についての研究（報告書 18 ページ SECTION 4 PLAUSIBLE MECHANISM 内 DIRECTED RADIO FREQUENCY ENERGY より）

The absence of certain observed phenomena can also help to constrain potential RF source characteristics. For example, the absence of reporting of a heating sensation or internal thermal damage may exclude certain types of high-level RF energy.

There are multiple possible mechanisms for non-thermal RF biological effects, including apoptosis and cell oxidative stress (Barnes and Greenebaum, 2018; Ilhan et al., 2004; Salford et al., 2003; Steiner and Ulrich, 1989; Zhao et al., 2007). RF-induced, non-thermal cell membrane dysfunction (Ramundo-Orlando, 2010) can occur from coherent excitation (Fröhlich, 1988) above 1 GHz due to a variety of effects including electroporation, metabolic changes, pressure fluctuations, and voltage gated calcium channel disruption (Pall, 2013, 2016). However, many of the cognitive, vestibular, and auditory effects observed in DOS personnel are most consistent with modulated, or pulsed, RF biological effects.

(中略)

Pulsed RF effects on the nervous system can include changes to cognitive (D'Andrea, 1999; Lai, 1994; Tan et al., 2017), behavioral (D'Andrea and Cobb, 1987), vestibular (Lebovitz, 1973), EEG during sleep (Lustenberger et al., 2013), and auditory (Elder and Chou, 2003) function in animals and humans, though many RF exposure characteristics (carrier frequency, pulse repetition frequency, orientation, power densities, duration of exposure) complicate direct comparisons of different experiments (D'Andrea et al., 2003).

特定の観察された現象の欠如が無線周波数の特徴の可能性を狭め得る。例えば、熱の感覚と内部の熱による損傷の報告の欠如が、ある種の高強度の無線波エネルギーを排除するかもしれない。

非熱的な無線周波数の生物学的効果には可能性のある複数のメカニズムが存在し、それは細胞死と細胞酸化ストレスを含む。無線周波数で引き起こされる非熱的細胞膜の機能障害は 1 GHz 以上のコヒーレントな励起によって起きる可能性があり、電気穿孔、代謝の変化、圧力の変動、電荷によって開閉するカルシウムチャネルの混乱を含む様々な効果によるものである。しかしながら、国務省職員に見られた認知と前庭部と聴覚に対する効果

は、変調されたパルス無線周波数の生物学的影響と最も一致している。

(中略)

無線周波数帯パルス波の神経系に対する効果は認知、行動、前庭部、睡眠時の脳波、動物と人間の聴覚機能の変化を含むが、多くの無線周波数への曝露の特徴（搬送波、パルス反復周波数、方向、強度、曝露の存続時間）が異なる実験の直接の比較を複雑にしている。

●マイクロ波聴覚効果等について（報告書 19 ページ SECTION 4 PLAUSIBLE MECHANISM 内 DIRECTED RADIO FREQUENCY ENERGY より）

modulating the RF energy could produce a variety of effects including the perception of “buffeting of the head” or pressure on the face/head without dizziness or nausea, a “pins and needles sensation,” and a sound described as a “buzz, clicking, hiss, or knocking” within the head for RF frequencies between 0.4-3 GHz, depending on pulse width, pulse-repetition frequency (PRF), and peak power density (Frey, 1962). These reported symptoms are consistent with some of the first-person accounts provided to the committee.

(中略)

The potential for RF sources to stimulate the vestibular end organs via thermoelastic pressure waves (see Appendix C) or to excite central nervous system pathways via transduction akin to the Frey effect is not known. However, if these effects exist, this unusual form of vestibular stimulation could lead to very confusing perceptions, as central vestibular pathways do their best to resolve the non-physiological pattern of end organ stimulation resulting in perceptions of physically impossible motions, unexpected reflexive postural responses to them, and faulty inferences about external forces causing them.

変調された無線周波数帯エネルギーは様々な効果を作り出しうる。それらが含むのは、眩暈や吐き気を伴わない「頭部への打撃」の感覚や顔や頭へのプレッシャー、頭の中に「ピンや針で刺したような感覚」、そして 0.4~3GHz の無線周波数でパルス幅、パルス周波数やピーク強度によって異なる「ブンブン、カチカチ、シュー、コツコツ」と表現されるような音である。これらの報告される症状は、委員会に提供された数人による直接の説明と一致する。

(中略)

無線周波数電磁波が前庭部の器官を熱弾性圧力波で刺激すること、もしくは、フレイ効果に類似の変換により中枢神経系の経路を刺激することの潜在効果は知られていない。しかし、もしそれらの効果が存在するならば、この通常とは違う形の前庭部に対する刺激は非常に混乱を招く知覚に導く。何故なら、中枢性前庭経路は非生理的な末端器官の刺激を解決しようと最善を尽くし、その結果身体的に不可能な動きや、それに対する不意の反射的な体位反応、それらを引き起こす外的な力への誤った推測引き起こす。

●RF エネルギーが原因の場合の今後の対応に関する提案（報告書 P44 ページ SECTION 6 Looking to the Future and Recommendations より）

Recommendation 3-A. If research or assessments support the possibility of radio frequency (RF) energy as a cause of illness experienced by some of its employees, the Department of State should train and equip employees with the capability to measure and characterize their exposure to RF energy in real time should the need arise in the future.

もし研究によってその職員の一部が経験することの原因が無線周波数であることが支持されるなら、国務省は職員を訓練し、無線周波数エネルギーをリアルタイムで特定し特徴をつかむ能力を身に着けさせるべきである、将来にその必要性が生じた場合に。

○本報告書の要点

- ・健康被害を訴えて委員会による調査の対象になっているのは原因不明の健康被害を訴えたキューバの在ハバナ大使館職員と中国の在広州領事館の職員やその家族であり、それらの患者を診ている複数の医療機関による医学的データや情報と、この委員会での直接対面して行われた一部の職員らの証言と、様々な関連する研究に基づいている。また、ハバナのカナダ政府職員も類似の健康被害を訴えており、その内容も参考にされている。
- ・委員会が直接被害者から提供された情報を除けば、個人情報保護の観点から、委員会は匿名の医学データのみ利用できた。一方、複数の患者の個人情報を横断的に利用できる権限を持つのは CDC のみだが、CDC のこの件への関与は事件発覚から既に 1 年を過ぎてからであり、そのように利用可能データの制限が調査を困難にした。
- ・委員会は、報告された症状について、事件発生初期の、突然の大きな音や、頭部への強烈な圧力や振動、耳や頭部への痛みなどの症状と、全員ではないがその症状を受けた人々が苦しんでいる慢性的な様々な症状の 2 種類に分けています。
- ・初期症状に関しては、その症状の発生に指向性や、特定の場所にいると起きるという性質が多く報告されています。一部の人に報告される初期症状は、耳鳴り、聴覚喪失、眩暈、歩行不安定、視覚障害を含む。
- ・慢性症状は、前庭部の処理能力と認識の障害、不眠や頭痛と考えられる。それらは前頭部の機能と一致している。これらは初期被害の後遺症や副次的反応の可能性がある。
- ・委員会は、原因として、無線周波数帯パルス波、化学物質、感染症、精神学的要素を検討している。その結果、無線周波数帯パルス波の効果が報告される症状や兆候と一致しており最も可能性が高い。その他の原因是、症状が違う等の理由から退けている。しかし、慢性的な症状に関しては、複合的な要因が貢献しうるため、それらの原因も含めて様々な要因を排除できないとしている。
- ・委員会は、無線パルス波が原因であると研究が示した場合、将来の事件発生に備えて、加害波の測定の訓練や装備をすべきであると助言している。最新の電子工学を用いれば、因果関係を特定するためにリアルタイムでパルス波の諸相を測定することが可能であり、職員への影響や、周辺の機器への影響の記録、また空間におけるエネルギーをマッピングで、パルス波の方向性や壁等の障害物の影響、人に感知される影響との関連を知る、などの方法を提案している。

添付資料 4

現在までの行政文書開示請求の結果

- ・警察庁「令和 2 年 10 月 22 日」

開示請求文書

- ①「電磁波や超音波を人体に意図的に照射して攻撃する行為（エレクトロニック・ハラスマント、サイバー拷問、テクノロジー犯罪等と呼ばれることがある）に関する文書。例えば、それらを可能にする装置や悪用された国内外の事例、そのような行為を検査する方法について作成された文書。」

- ②「電磁波や超音波を意図的に照射され攻撃されていると訴えている人々とその訴えに関する文書」

結果：①、②共に不開示

理由：本件開示請求に係る行政文書を作成し、または取得しておらず、保有していないため。

- ・防衛省（電磁波や超音波を照射されていると訴えを受けて作成した文書）

→延長

防衛装備庁

①「電磁波の生体効果を用いた武器に関する文書」

結果：文書存否も含めて不開示

理由：防衛省・自衛隊の関心が推察されると任務の遂行に支障をしょうじさせるおそれがあるから。

警視庁（令和2年10月27日）

①「電磁波や超音波を照射されて攻撃を受けていると訴え、相談を受け、警視庁生活安全部、刑事部、公安部がその犯罪を分析したり、対策会議をした際の資料」

②「警視庁刑事部において保有する電磁波を人体に照射して攻撃する武器を使用した犯罪の発生の有無がわかる文書」

③「警視庁公安部において保有するでんじはを人体に照射して攻撃する武器を生じしている団体若しくは個人を把握しているかがわかる文書」

結果：文書存否も含めて不開示

理由：警察の情報収集活動の実態が明らかになり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるから。

防衛装備庁及び警視庁に対しては現在行政不服審査法に基づき不服審査請求中

添付資料5

その他のエレクトロニック・ハラスメントに関する諸情報

「STOP エレクトロニック・ハラスメント」(<http://stopeh.org/wordpress/>)について

本要望書執筆者が運営するサイト。エネルギー兵器の被害者の収録証言や関連情報を収集公開し、調査した情報を元に、問題意識を共有する人たちと問題解決のためのアドボカシーを長年行っている。理系の専門家ではない人間が調査して記述しているため、技術的な記述等に部分的に間違いのある可能性もあるが日本語で比較的信頼のおける総合的な情報源が他に存在しないので参考にして頂きたい。

日本のエレクトロニック・ハラスメント被害者数、匿名性について

被害を公にすることで、時には精神病と差別をされる可能性も低くないことから、上記の STOP エレクトロニック・ハラスメントも含めて日本では殆どの場合インターネット上の発信では被害者はエイリアスを使用し匿名性を保っている。奇異な印象を与えるかもしれないが、代弁をしてくれる議員や弁護士がおり、状況が改善されれば、実名で社会的に訴える人も増えてくるであろう。

被害者数は、各種被害者組織に加入している人の人数だけでも少なくとも 500 人以上いる。過去に被害を訴えていたものを含めれば何千人という規模でいることが被害者団体の調査からわかっている。

被害者の訴えの信頼性

・被害を訴える者にはマインドコントロールによって差別的、非科学的主張をする者たちが少なくない。例えば、2020 年の米大統領選挙時には少なくない被害者達が陰謀論的内容や、Covid-19 の危険性やワクチンに対して、フェイクニュースを信じて間違った情報を発信している。救われない苦境から陰謀論に飛びつき、自ら信頼性を失うように、意図的に被害者組織やオンラインコミュニティが操作されていると考えられる。

現実的な解決の可能性と方法

国会質問によりパルス波兵器の問題性がクローズアップされれば、情報を機密扱いし続けることは市民が許さない。問題が公になれば、オペレーションに関わっている人数の多さから、必ず告発者や関連文書が出てくるであろう。それによって国会での問題追及や訴訟も可能になると考えられる。社会問題化するしか解決方法はない。